第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の背景と目的

(1)計画の背景

わが国の総人口は、平成22年10月1日現在、1億2,708万1千人で、この うち65歳以上の高齢者人口は、2,924万6千人となり、総人口に占める割合(高 齢化率)は23.0%に達しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も高齢者人口は平成32年まで急速に増加するとともに、高齢化率についても総人口が減少に転じていることから、平成32年まで上昇することが見込まれています。

本計画においては、進展する高齢化に伴う諸問題に対応するとともに、八幡 浜市としての高齢者保健福祉施策の目標を定め、その実現に向けた各施策の取 り組み方策を明らかにしていきます。

(2)計画の目的

今後も少子高齢化が進展する中で、一人ひとりが長生きをして良かったと誇りを持って実感できる、豊かで活力のある社会を確立することが大切です。

これまでに、高齢者に係わる保健福祉施策の体系的・計画的な推進を図るため、平成12年度を初年度とする「旧八幡浜市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「旧保内町新老人保健福祉計画及び保内町介護保険事業計画」を策定し、平成17年の合併後、平成21年3月には「八幡浜市第5次高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画」を策定しました。

介護保険事業計画は、3年ごとに見直す必要があり、平成23年度末までに新しい計画を策定する必要があります。また、これに加えて関係法令等の改正に対応した施策の方向性を明示します。

なお、高齢者保健福祉計画では、健康づくり、生きがいづくり、地域福祉・ 地域包括ケアの推進など、総合的な高齢者施策を盛り込みながら計画を策定し ています。

2. 計画の性格と位置づけ

(1)計画の性格

本計画は、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」から構成されています。「高齢者保健福祉計画」は、八幡浜市における高齢者保健福祉施策全般にわたる計画として位置づけます。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険の給付に係るサービスの必要量及び供給量の見込み、ならびにサービスの供給体制の確保策をはじめとする、制度の円滑な運営をめざした方策を示すものです。

(2)計画の位置づけ

高齢者保健福祉計画は「高齢者の医療の確保に関する法律」、「健康増進法」 等に基づき、高齢者保健福祉事業を円滑に進め、高齢者が健康で安心して生活 できる地域づくりを進めていく役割を担います。

また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づき、介護給付・予防給付、 地域密着型サービスや保健・医療・福祉に係るサービス等を総合的かつ効果的 に提供する役割を担っています。

(3) 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉に携わる関係者及び被保険者代表、費用負担者代表、関係行政機関の職員等で構成される「八幡浜市高齢者保健福祉計画等検討委員会」を開催し、協議・検討を行いながら策定しています。

(4) 関連計画等

本計画の策定にあたり、関連する県の計画及び市の計画とそれぞれ調整を図ります。

県の関連計画	・愛媛県高齢者保健福祉計画及び	県における高齢者の保健・福祉や
	介護保険事業支援計画	介護に関する計画
	• 愛媛県地域保健医療計画	保健医療施策の基本指針
県の障害者計画	• 愛媛県障害者計画	障害者基本法に基づく県計画
	• 愛媛県障害福祉計画	障害者自立支援法に基づく県計画
市の上位計画	総合計画	市の最上位計画で、各施策の方向
		を示すもの
市の関連計画	・障害者計画・障害福祉計画	総合計画で示された方向性にした
	• 次世代育成支援行動計画	がって、保健福祉分野の施策を具
	・健康づくり計画	体的に推進する計画
	・特定健康診査等実施計画 など	14471(一1年)年9 公司 四

(5) 高齢者・認定者等の実態調査

住民が健康で安心して暮らすことのできる長寿社会の実現に向けて、今後の 高齢者保健福祉施策を推進するための基礎資料とすることを目的に、「八幡浜 市民の保健福祉に関する意識調査」を実施しました。

また、介護保険サービスの見込みや提供体制等を検討するため、「八幡浜市 第5期介護保険事業計画等策定に係るヒアリング」を実施しました。

(6)計画の期間

本計画は、平成24年度を初年度として平成26年度までの3年間を計画期間 とし、平成23年度に計画を策定します。

また、第5期計画は、平成26年度を見据えて策定した第3期計画目標の最終年度にあたります。

